

令和7年7月1日

「小豆島町週休2日工事」Q & A

Q 1 要綱第2条の発注者指定型と受注者希望型の対象となる工事を教えてください。

A 1 発注者指定型、受注者希望型であることを入札公告に記載するものとし、受注者希望型は第7条の確認手続きを経て町が認めた場合とします。

ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと思われる以下に該当する工事は、週休2日工事の対象外とします。

- ① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- ② 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
例 災害復旧工事、供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事

例 施設管理者からの施工時間の指定など、地域からの要望が予測される工事

Q 2 工事着手日とはどのような場合ですか。

A 2 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先立つて行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手する日をいいます。

Q 3 要綱第4条第1項のただし書きの「災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業、その他緊急で発注者がやむを得ないと認める場合等」とはどのような作業ですか。

A 3 次のような作業が考えられます。休工予定日にこれらの作業を行った場合は、休工日とカウントします。

- (1) 災害時の緊急対応
 - ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- (2) 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業

- ・コンクリート養生等の施工品質を確保するうえで必要な作業
 - ・工程上特に必要な段階であると認められる時期における、第三者災害の防止作業や安全パトロール、警備
- (3) その他緊急等で発注者がやむを得ないと認める場合
- ・受注者側の要因以外の要因等により当初からは想定し難い緊急的な休日作業が追加的に発生した場合の対応

Q 4 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 4 休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q 5 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいでしょうか。

A 5 休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q 6 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注工事がある場合、休工日のカウントは各工事ごとに考えてよいですか。

A 6 分離発注工事がある場合、休工日のカウントは各工事ごとに扱ってください。

Q 7 要綱第7条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 7 週休2日を確実に実施することが確認できる工程表（別紙工程表例参照）を作成し、工程を検討します。なお、工期延長を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q 8 要綱第8条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A 8 工事看板に「小豆島町週休2日工事」と表記し、工事監督員の承認を得てください。

Q 9 要綱第10条の休工日の確保状況を確認できる資料とはどのようなものですか。

A 9 休工日の確保の状況を確認できる資料の例として、別紙週休2日確認シートを参考にしてください。

Q 10 要綱第12条の週休2日の達成状況の考え方を教えてください。

A 10 達成状況には、以下の2つの状態があり、それに応じた経費補正を行います。

●完全週休2日（土日）

対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としていることをいいます。

ただし、完全週休2日（土日）において、やむを得ず土曜日又は日曜日を休工日にできない場合は、前後7日以内の土曜日又は日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとします。

また、降雨降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、前後の土曜日又は日曜日と振替を行うことができます。

●月単位の4週8休

対象期間内の全ての月毎に現場閉所率（※1）が28.5%（8日／28日）以上の状態をいいます。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、達成しているものとみなします。

（※1）現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間の日数×100

なお、第3条に記載のとおり、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者が事前に対象外としている期間（受注者の責めによらずに現場作業を余儀なくされる期間）などは、対象期間に含みません。

Q 11 要綱第12条の経費補正の内容はどのようなものですか。

A 11 経費補正内容は次のとおりです。また、補正係数は別表の通りです。

①土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む。）による工事

当初予定価格の積算は、完全週休2日（土日）を達成した場合の補正を行っているため、完全週休2日（土日）を達成できなければ、休工実績に応じて、以下のとおり変更設計を行います。市場単価等については、別表1・2（土木）、別表3（下水道）の補正係数を用います。

経費区分	完全週休2日 (土日)		月単位の 週休2日		
労務費	1. 0 2	未達成 の場合 →	1. 0 2	未達成 の場合 →	補正なし
共通仮設費	1・0 2		1・0 1		補正なし
現場管理費	1. 0 3		1. 0 2		補正なし

②港湾請負工事積算基準による工事

当初予定価格の積算は、月単位の週休2日を達成した場合の補正を行っているため、月単位の4週8休を達成できなければ、休工実績に応じて、以下のとおり変更設計を行います。市場単価等については、別表4（港湾）の補正係数を用います。

経費区分	月単位の 週休2日		
労務費	1. 0 2	未達成 の場合 →	補正なし
共通仮設費	1・0 2		補正なし
現場管理費	1. 0 3		補正なし

③建築工事積算基準による工事

当初予定価格の積算は、月単位の週休2日を達成した場合の補正を行っているため、月単位の4週8休を達成できなければ、休工実績に応じて、以下のとおり変更設計を行います。

経費区分	月単位の 週休2日		
労務費	1. 0 2	未達成 の場合 →	補正なし

市場単価等については、別表5（建築）、別表6（電気設備）、別表7（機械設備）の補正率を用い、下記のとおり補正します。

【新営工事の場合、全館無人改修の場合】

- ・市場単価×新営補正率

- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、下記のとおり補正します。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×改修補正率

Q 1 2 要綱第3条では、年末年始休暇6日及び夏季休暇3日間は対象期間から除くことのことですが、夏季休暇3日間の内に土日の休工予定日が重なる場合、別途2日（土日の重なる部分）、休工日を設ける必要があるのでしょうか。

A 1 2 休工予定日（該当工事における休工予定が土日であれば「土日」）を休工日としてカウントすることができることとします。したがって、対象期間外を設ける事によって4週8休が達成できない場合に、別途休工日を設ける必要はありません。なお、現場閉所率の考え方は以下のとおりとなります。

例) 8月の閉所日：8日（夏季休暇の土日を休工日予定）、となる場合

夏季休暇として除く日 = 3日（夏季休暇） - 2日（夏季休暇中の休工日） = 1日

8月対象期間 = 31日 - 1日（夏季休暇として除く日） = 30日

$8 \div 30 = 26.66\% < 28.5\% \text{ (4週8休未達成)}$

※月単位の現場閉所率が28.5%未満で未達成となったときは、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなします。

上記の例では、

8月の現場閉所日数8日 \geq 8月の土曜日・日曜日の合計日数8日

(4週8休達成)

Q 1 3 半日を休工する場合は、0.5日の閉所としてカウントしてもいいものでしょう

か。

A 1 3 現行制度では原則 1 日単位で実施の可否を確認するものであるため、0.5 日の閉所としてカウントできません。

Q 1 4 夜間作業における現場閉所の取扱いはどのようにになりますか。

仮に、金曜日 22:00 から土曜日 06:00 まで施工し、翌日の日曜日に 22:00 から月曜日 06:00 まで施工した場合、1 日閉所日として扱われますか。

A 1 4 金曜 22 時から土曜 6 時の施工は、一般的に金曜（夜間）出勤であり、土曜出勤とは考えません。日曜 22 時から月曜 6 時についても同様に日曜（夜間）出勤となります。その間に挟まれた土曜については 24 時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取り扱いが可能と考えます。

Q 1 5 月単位の確認でその月の土日の合計数休んでいるにもかかわらず 28.5% を達成できない月は未達成になりますか。

また、振替日の休工日扱いはどうなりますか。

A 1 5 月単位での達成の確認方法はその月で 28.5% 以上達成しているか確認する方法と、その月において土日の合計数以上休工としているか確認する方法のどちらかで確認してください。

また、降雨等による受注者の責めによらない予定外の現場閉所の場合は振替前の日を休工日にカウントし、受注者の責めによる現場閉所の場合は振替後の日を休工日にカウントし、それぞれを考慮した月単位での週休 2 日の達成を確認します。

Q 1 6 要綱第 13 条のアンケートの内容はどのようなものですか。

A 1 6 アンケートを実施する際に別途通知いたします。

Q 1 7 全体の手続きの流れはどのようなものになりますか。

A 1 7 別紙（週休 2 日工事手続きフロー）を参考にしてください。